

議 事 日 程 (第 5 号)

令和7年9月22日（月曜日） 午後2時52分 開議（本会議）

日程第 1 ※決算審査特別委員会

- 議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第 2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第 5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算
- 認第 6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第2号 沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書に関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第66号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第67号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第68号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第69号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第70号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 9 議第71号 令和6年災第9114号・第9115号・第9116号合冊町道杉沢本線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第 10 議第72号 令和7年度山崎マンホールポンプ更新工事請負契約の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 11 議第75号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第 12 議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第 13 議第77号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 14 議第78号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第 15 議第79号 遊佐町農業委員会委員の任命について

※発議案件の審議及び採決

日程第 16 発議第6号 まちづくり政策提言の提出について

- 日程第17 発議第7号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 発議第8号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひとみ	君		
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	渋	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太郎	君	
9番	菅	原	和	幸	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	高	橋	冠	治	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永	裕美	君	副町長	高橋		務	君
総務課長	鳥海	広行	君	企画課長	渡会	和裕	君	
産業課長兼農委事務局長	太田	智光	君	地域生活課長	太田	英敦	君	
健康福祉課長	渡部	智恵	君	町民課納税係長	大川	貴弘	君	
教育長	土門	敦	君	教育委員会長	荒木		茂	君

農業委員会会長 佐 藤 充 君 選挙管理委員会
委員長 小 林 栄 一 君
代表監査委員 本 間 康 弘 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 任 伊 藤 歩 美

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時52分）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては土門町民課長が所用のため欠席、大川納税係長が代わりに出席しておりますので報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、請願事件の審査結果報告及び採決に入ります。

日程第2、請願第2号 沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書に関する請願について、総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長より審査結果の報告を求めます。

総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君）

令和7年9月22日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

総務厚生常任委員会

委員長 渋谷 敏

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1 付託審査事件名

請願第2号 沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書に関する請願

2 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3 審査の期日

令和7年9月11日

令和7年9月16日

令和7年9月17日

以上です。

議長（高橋冠治君） それでは、請願第2号についての質疑に入ります。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） この請願の不採択の理由について伺います。

この請願は、議会初日に人道的趣旨の請願だと補足説明を申し上げました。これは、沖縄戦の戦没者の遺骨が眠る地域から土砂を採取しないでほしい、遺骨収集の環境に手をつけないでほしいという内容で、根底には亡くなった人の尊厳を守ってほしいという強い願いがあります。国の法律では、遺骨収集推進法で、国は戦没者の遺骨収集を確実に実施する責務があるというふうに明記されております。恥ずかしながらも、私はこの請願の紹介者になるまで、沖縄戦がどのような様子だったか、山形県からも多数出征して、犠牲者が776人、遊佐町は27人もいたことを初めて知りました。そして、沖縄だけの問題でないことを認識しました。委員の皆さんには、沖縄の状況、山形県出身者も含む歩兵第32連隊のこと、また山形県の塔というところが沖縄南部に山形県から台座を持っていって建立されたこと、そのようなご認識をされた上でも不採択の選択ということでしょうか。理由をお聞かせください。

議長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷敏君） ただいまお尋ねの不採択した理由でございます。

請願内容が辺野古基地にまで及んでいること、また南部地域に特定した最終計画に対することとなっており、遊佐町議会として沖縄の民意を判断することは困難であると決定しました。また、紹介議員を通して請願者に質問しましたが、その回答に辺野古基地に反対の請願ではないとありましたが、請願の本文からこの部分を読み取ることはできず、遊佐町議会が請願の趣旨内容を変更して意見書を提出することは願意に反すると判断したためであります。

補足いたします。請願本文より、沖縄戦で20万人以上の遺骨が眠り、今もなお遺骨収集が続けられていることについて述べますと、当委員会からの質問にご回答いただいた文面には、これまでの過去の請願に反対意見を述べた議員に対する感想が記載されていました。その内容は、自分の親や子供が沖縄戦で死んだわけでもない、本土の戦争も体験していない議員さんならそういう感じなのかもしれませんとありますが、遊佐町の議員の中に、戦争によって犠牲を受けた方々を悼まない人は一人もいません。戦争の犠牲者を悼むことは、過去への弔いであると同時に、現在と未来への責任を考えることであると強く思っております。今回の請願については、戦争被害の非人道性に対することと沖縄戦線の犠牲者への哀悼の念に堪

えないことでありながらも、遊佐町民代表という立場で慎重に審査させていただいたことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 詳しく理由をありがとうございます。

請願者の文章ということで引用されておりましたけれども、そのような形で情報がこうなるということであれば、その文面の意味と請願者の真意は違っていたかもしれません。そのようなときに、参考人制度とかいろいろな制度もありましたけれども、あとは紹介議員を委員に招集して説明というところもなく、その文面だけで判断というところがどうしても私には違和感があります。また、理解できる部分があるのであれば、継続審査または部分採択のようなところもあると思います。辺野古に対して反対というのは全くないと思いますが、文面だけで判断されてしまったというところが非常に残念であります。継続審査、部分採択の意見は出なかったのか、その点はどうして採用されなかったのか教えてください。

議 長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君） まず、請願者、それから紹介議員の傍聴を委員会でお断りした理由でございますが、遊佐町議会委員会条例第17条1項によりまして、委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができるとしております。9月11日の総務厚生常任委員会の協議を踏まえまして、傍聴を許可しないことに決しました。この理由につきましては、町民を代表する責任ある立場の委員が本請願について慎重に審査を行うためということで、委員全員が一致したところでございます。

質問状を出しまして、それで請願者からご回答いただいた内容でございます。こちらについては、これに対する当委員会の意見として述べてございますが、この内容でございます。遺骨収集の地域環境を守るという趣旨から、辺野古基地建設問題に及んでおり、遊佐町議会としてはこのことに意見する立場にないということでございます。

それから、審査をする上で請願者と団体の情報を知る必要がある中で、その都度請願に合わせて団体名を変えているという、そういうやり方をしていらっしゃいますが、請願を受けた側としては、このことが理解し難いことでございました。

もう一つは、他の自治体が採択していることということでございますが、遊佐町民の民意を代表する立場から審査したことございまして、他の自治体のことについては関与するということはございません。

それから、埋立ての是非を問う請願ではないと説明していらっしゃいまして、三川町議会で反対議員に対して、埋立てと基地建設は関連性があり、辺野古基地に関する請願があると判断する部分がありましたが、この説明だけでは埋立ての是非についての判断ができない、このような理由でございます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。私は、傍聴ではなく参考人としてどうして呼ばなかつたのかということをお聞きしたのですけれども、その点は置いておきまして、請願の制度としましては、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」とあります。

認識としては、遊佐町の総務厚生委員会の中では、組織の名前が変わるということが違和感かもしれませんけれども、その身分の人はちゃんといらっしゃるわけですし、内容で変えるという意図も理解していただきたかったと思っています。遊佐町では遊佐中学校が事前に平和学習をして、ひめゆりの塔など沖縄に修学旅行に行くわけですけれども、そういう点からも鑑みて、採択というか、採択は難しくても部分採択もしくは継続審査ということを検討していただければなと思いました。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君） 委員会におきましては、継続審議という考え方も出されました。やはり意見書の調整、修正を遊佐町議会で主導するものではなく、請願者から遊佐町議会としての不採択理由を踏まえて検討いただく性質のものと判断いたしました。

先ほども言いましたように、他の自治体が採択しているという、そのようなことは、遊佐町議会は町民の民意を代表する立場から審査した結果であり、これに関与するものではございませんし、基本的には請願文書から読み取れる願意と、いただいた質問的回答を総合的に審査した結果でございます。

議 長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、続いて討論を行います。

9番、菅原和幸議員、反対ですか、賛成ですか。

9 番（菅原和幸君） 報告に賛成です。

議 長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、それでは菅原和幸議員、登壇願います。

9 番（菅原和幸君） それでは、平和の礎 お名前を読み上げる山形の会代表、漆山ひとみ氏より請願ありました沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書に関する請願については、9月9日付総務厚生常任委員会に付託されました。その結果については先ほど委員長から報告があったわけでございますが、私は委員長報告に賛成する趣旨で討論を行います。

請願者の請願項目は、お手元の資料にありますとおり、2つの願意があります。一番最後のほうに記載になっております。これを要約しますと、沖縄戦の戦没者の遺骨が今眠る地域から土砂を採取し、海に埋め立てないこと、2つ目は、沖縄戦の戦没者が数多く眠る地域の遺骨収集の環境に手をつけないことあります。

初めに、請願者である漆山ひとみ氏については、私もこのことについて以前から担当した時期もありましたので、調査したことがございます。この沖縄戦の戦没者に関することについて大変傾注されている方であります。それで、請願の冒頭の上のほうに載っておりますが、組織名といいますか、会の名称があります。ただいま委員長報告にもありました。あえてここで申し上げますと、遊佐町議会に対しても、これまで2件の陳情書の提出がありました。あえて書面名は申し上げません。長いため申し上げませんが、平成4年の12月17日付については、沖縄戦戦没者遺骨土砂の尊敬を考える会の代表として、令和4年11月18日

付の陳情では、沖縄戦の戦争から学ぶ会がありました。それで、今回が、本件は本議会に対しては3件目になります。ただ、ほかに山形県議会にも令和3年の11月29日に受理された請願があるようありました。その会の代表は、沖縄戦戦没者遺骨の尊厳を考える市民の会、また庄内のある鶴岡市議会では、令和3年6月定例会に上程されておりまして、その会の代表名は沖縄戦戦没者の遺骨の尊厳を考える宗教者の会ということありました。ほかに山形県外にも請願されておるようあります。沖縄に応答する会として請願をされた経過もあるようあります。私が調べた限りにおいては、今回の本議会に対する請願も含めまして、6つの会の代表に就かれていると、そのように認識をされております。

それで、具体的に言いますと、請願の項目に触れますと、2項目めですか、これについて述べさせていただきますが、平成28年に制定されました戦没者の遺骨収集の推進に関する法律があります。その第3条第2項には、国は戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成28年から令和6年までの間、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とすると明文化されております。請願項目にあります、遺骨収集の環境に手をつけないこととありますが、その願意のうち、請願者は戦没者の遺骨収集に関する法律に基づく、遺骨収集を終えた土砂採取計画は容認されるか、やはり確認する必要があるのではないかと、そう思いますし、国が行った、先ほど述べた条文がありますが、その実績、実施状況の確認も、請願を受けた本議会としては判断できない状況にあると私は考えます。

それで、今請願については、土砂を採取し埋め立てないことの請願を求める相手先は、衆議院議長、総理大臣ほか5人の大臣がありました。基本的に求める内容でございますが、私はこの土砂採取、沖縄の土砂採取の許可権者は沖縄県知事にあると、そう推測します。と言います根拠は、砂利採取法の第16条には、最終計画の認可、あります。これは、当然許可を受けなければならないということですが、その申請は、許可の申請は第18条にあります。申請書を都道府県知事に提出しなければならないと、そのようにあります。

以下省略しますが、請願にある辺野古大津湾の埋立てに関しましては、令和3年の11月25日に沖縄県に防衛省が提出した設計変更について、沖縄県知事は不採択とした経過がありました。それを受け、国は県に代わって行う代執行を行う方向で判断して、その手続に入ったわけですが、沖縄防衛局の埋立て変更承認申請に関しては、国が提起した代執行法、代執行訴訟については、昨年の令和6年の3月25日に最高裁が沖縄県の上告、受理申立てを不受理とすると、そういう判断を下した経過もあります。

これらのこと踏まえまして、私は今の現状にあると思います。といいますと、私が申し上げたいのは、先ほどから質疑等でもありました、戦没者の遺骨収集は、その思いを後世に残すためにも、また遺族のためにも、早く収集して、ふるさとで安らかに眠っていただきたいという願うところであります。しかし、私としては、今請願に対しては、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律及び、例えば砂利採取法の改正を求めるようことで併せた請願であれば対応すべきであると考えますが、本請願の願意を見た場合、今まで述べたことを踏まえまして、報告のとおり、私は不採択とすべきであると、そのように考えまして、報告に対する賛成討論といたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） 以上で討論を終了し、採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択です。お諮りいたします。本件について、委員長報告のとおり、これ

を不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、請願第2号は、これを不採択とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第66号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第66号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第67号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第67号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第68号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第68号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第69号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第69号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第70号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第70号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、決算審査結果報告及び採決に入ります。

さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会、伊原ひとみ委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、伊原ひとみ委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（伊原ひとみ君）

令和7年9月22日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

決算審査特別委員会

委員長 伊原ひとみ

審査結果報告書

令和7年9月12日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1 審査を付託された事件

議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算
認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算

2 審査の結果及び意見

令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか、5件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの会計ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否については、起立しない者を否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算について採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第9、議第71号 令和6年災第9114号・第9115号・第9116号合冊町道杉沢本線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第71号 令和6年災第9114号・第9115号・第9116号合冊町道杉沢本線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第72号 令和7年度山崎マンホールポンプ更新工事請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。地域生活課のほうにお聞きをいたします。

まず最初に、こちらの入札行われたのが令和7年4月23日ということで、町のほうの入札の結果、情報を確認させていただきますと、概要として水中汚水ポンプ2台、それからポンプ制御盤、通報装置ということで当初入札が行われたところでした。7社による入札の結果、今回の事業者が落札ということで、結果、契約金額が4,455万円というところで決まったところでございました。今回、こちらの一部変更ということで、金額がまず5,419万7,000円と、約1,000万円ほど上がっているということになるわけですけれども、この当初の水中汚水ポンプ2台、それから制御盤、通報装置、こういったものの価格が上がったことによる契約変更ということなのでしょうか、ほかに事情があったということなのでしょうか、まずその点からお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

当該工事につきましては、高瀬小学校から北へ向かって最初の十字路の交差点にございますマンホールポンプの更新工事ということでございますが、当初契約の際は予定価格が5,000万円未満でありましたので、議決要件ではないということでございましたけれども、今回変更契約ということで964万7,000円の増額で、変更契約額が5,419万7,000円となりましたので、このたび上げさせていただいたものでございます。

内容につきましては、当初、ただいま議員おっしゃいましたとおり、マンホールポンプの制御盤、それから通報装置の更新ということでございましたけれども、今回工事を施工していく中で、業者の方から指摘をいただきまして、ポンプにつながっている配管ございますけれども、そちらが腐食して、少し穴が開いているというところもありましたし、あとそれからマンホールの蓋、親子の蓋となりますけれども、その交換、それから現地につきましては昨年の7月の大雨の際に冠水しておりますので、制御盤と基礎の間に30センチの架台を挟んでかさ上げしたほうがよいということで、そちらにつきましては当初からちょっと抜けていたということにもなろうかと思いますが、そういった追加の工事が生じるということで、このたび変更契約をさせていただきたいという内容でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 当初の契約がありまして、実際工事をスタートしてみて不具合が出てきたということと、抜けている部分が一部あったというようなお話を聞きしたところでございました。価格が変更が大きいのか小さいのかというのは別としまして、契約金額4,455万円から5,419万7,000円に変更ということになると、当初の金額に大体21%増ということになるようです。もちろんこれ消費税入っての数字になりますので、消費税抜きの価格でいきましても、大体当初の予定価格から17.8%増ということで、20%弱ではあるのですが、価格としては非常に大きい更新なのかなというところで、内容をまずお聞きしたとこ

ろでした。

実際その工事をしてみて不具合が出たということは十分理解できますし、今回その部分で増額になったということは十分理解できるのですが、例えば配管のところに不具合が発生していたということで、例えば金額が大きかった場合、その部分については別途入札というような流れがなかったのか、今回その工事1つの中に追加で入った理由というのをお聞かせいただければと思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

別途配管、あるいは今回追加になった制御盤の架台とかというものは別途発注する考えはなかったのかということでございますけれども、同じ業者に随契という考え方もあるのかもしれませんけれども、そこは別途発注することによりまして、また新たな経費ですとか、そういったことも発生することも考えられますので、同じ契約の中で進めたほうが安価ということで、こういった変更契約ということにさせていただいたということではないかと認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。必ずしも入札別にしなさいよということではないですが、やはり追加追加の工事がどうしても増えるということに対しまして、審議をしている中で、どこまでがよくてどこからが駄目なのかというところをやっぱり我々も見極めなければいけないというところがあるので、一応質疑をさせていただいたということになります。別である程度費用がかかってくるものを今回抑えたということも十分分かりますので。ただ、これがあまり連発ということになると、非常にやっぱりチェックの意味合いとしましては少し厳しめに見ていかなければいけなくなるのかなというところをまずお話ししたかったということで。答弁いただきましてありがとうございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第72号 令和7年度山崎マンホールポンプ更新工事請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議及び採決を行います。

日程第11から日程第15まで、議第75号 遊佐町教育委員会委員の任命についてほか、4件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、私のほうから遊佐町教育委員会委員の任命についてご説明させていただきます。

最初に、議第75号につきましては、令和7年9月30日をもって石川茂穂氏が退任されることから、後任者として本間優子氏を任命するため提案するものでございます。

本間優子氏の経歴といたしましては、昭和58年4月に旧八幡町役場に入庁され……

議 長（高橋冠治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時39分）

休 憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時40分）

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 議第75号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員、石川茂穂氏が令和7年9月30日をもって退任することから、その後任者を任命するため提案するものであります。

議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員、齊藤敦子氏の任期が令和7年9月30日に満了となるので、引き続き任命するための提案でございます。

議第77号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、本町固定資産評価審査委員会委員、土門敏之氏が令和7年9月30日に任期満了となるので、引き続き選任するため提案するものであります。

議第78号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員、小田原裕氏の任期が令和7年12月31日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

議第79号 遊佐町農業委員会委員の任命について。本案につきましては、本町農業委員会委員の任期が令和7年11月30日に満了となるので、農業委員会等に関する法律の規定により、新たに任命するため提案するものであります。

以上、人事案件5件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後3時43分）

休憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時05分）

議長（高橋冠治君） 日程第11、議第75号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第12、議第76号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第13、議第77号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第14、議第78号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第15、議第79号 遊佐町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、本来ならば原則として1人ずつ諮らなければなりませんが、

全員協議会の結果によりまして、一括して原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は一括して原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第16、発議第6号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原潤君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第7号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原潤君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第8号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原潤君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第581回遊佐町議会 9月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後4時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年9月22日

遊佐町議会議長 高橋 冠治

遊佐町議会議員 佐藤 俊太郎

遊佐町議会議員 菅原 和幸